

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民及び事業者等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情への対応)

第19条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民及び事業者等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、次条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くことができる。

### 第3章 山形市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第21条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 1 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。
- 2 市民及び事業者等から申出のあった苦情に係る措置に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し市長が必要と認めること。

(組織等)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - 1 知識経験を有する者
  - 2 公募により選出された者
  - 3 関係行政機関及び団体の代表者
- 3 市長は、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第25条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見及び説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第26条 審議会は、第21条第2号に規定する事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 審議会は、その定めるところにより、専門部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

(幹事及び書記)

第27条 審議会の事務を処理するため、幹事及び書記若干人を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

### 第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以下略

### 条例についてのお問い合わせは

山形市 企画調整部 男女共同参画センター  
〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号

TEL: 023-645-8077

FAX: 023-645-8055

E-mail: fala@city.yamagata-yamagata.lg.jp

平成25年6月発行  
第2刷 平成29年4月発行



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 山形市 男女共同参画 推進条例

～みんなで作ろう  
男女共同参画のまち山形～

平成25年4月1日施行

## どうして条例が必要なの？

山形市では、「男女共同参画のまち山形」の実現をめざして様々な取組を進めてきました。

しかし、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習等が依然として残されている状況です。

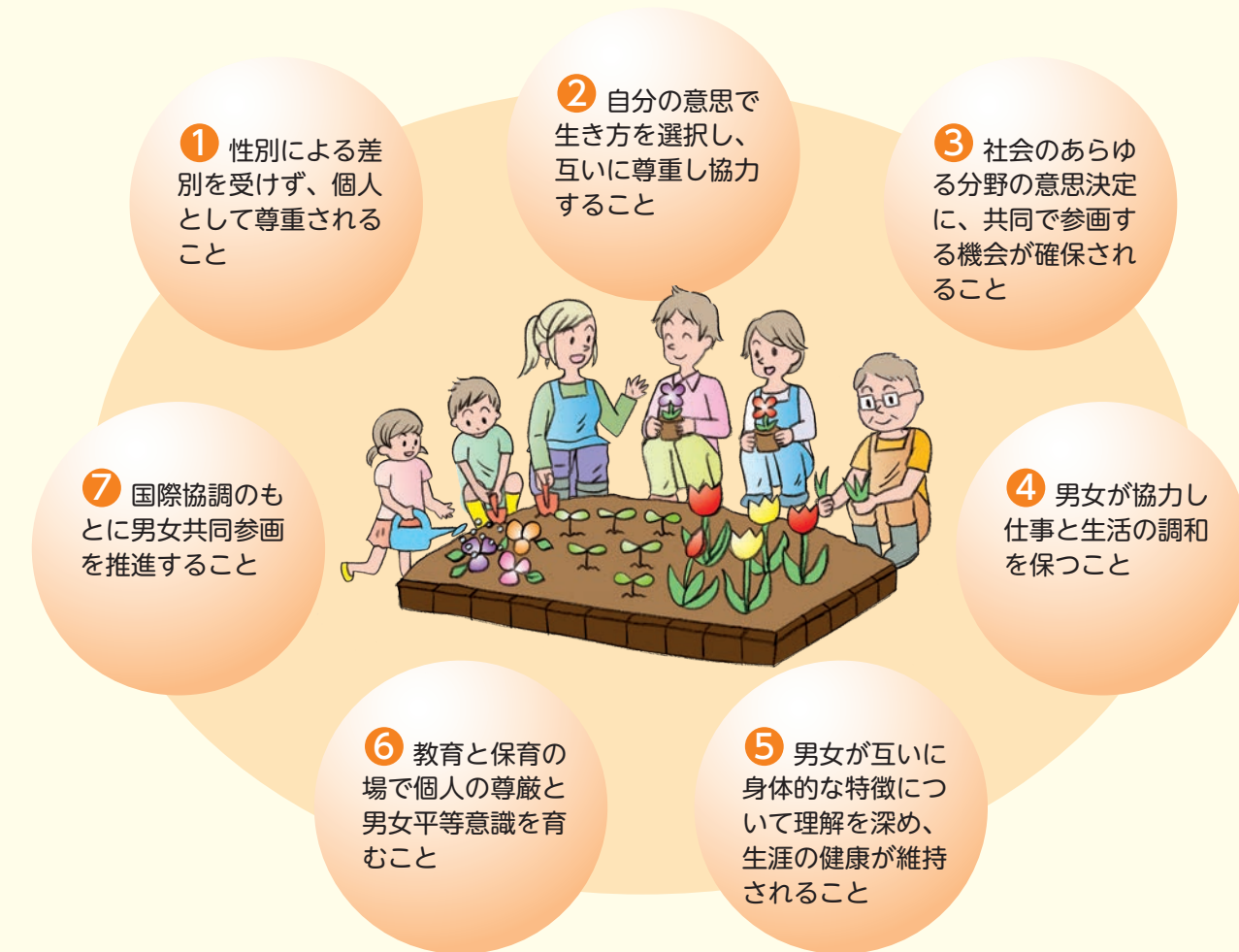
今後も男女が個人として尊重され、お互いを大切にしながら協力し合い、社会のあらゆる場面で共に個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしていく必要があります。

そこで、市民、事業者等のみなさんと連携、協力して、男女共同参画を一層推進するための基本となる条例を制定しました。

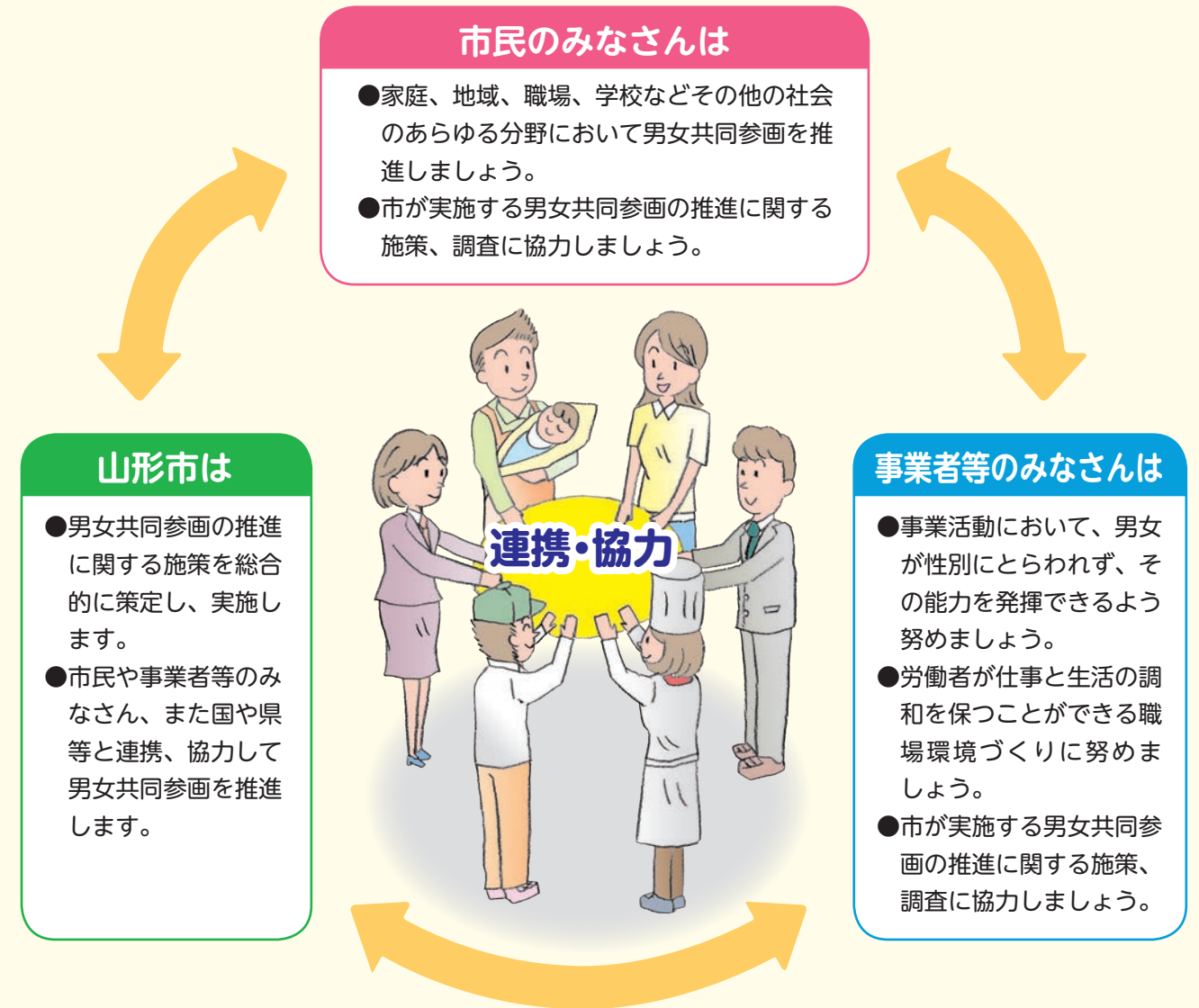


## どんなことを決めたの？（詳細は条例の本文をご覧ください。）

### ● 男女共同参画を推進する基本的な考え方（基本理念）



### ● 市、市民、事業者等の責務



### ● 性別による人権侵害の禁止



**用語解説**

※1 セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。

※2 ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいいます。



● 市が進めていく取組

● 施策の推進体制の整備

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備します。

● 広報活動等

基本理念について広報活動、情報の提供などを行います。

● 積極的格差是正措置(※)

市民、事業者等と協力し、必要な場合には積極的格差是正措置を行います。

● 活動等への支援

市民、事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について必要な支援をします。

● 拠点施設

男女共同参画センターを男女共同参画の推進施策を実施し、男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けます。

● 性別による人権侵害の被害者等への支援

性別による人権侵害の被害者等に対し、必要な措置を行います。

● 相談への対応

性別による差別的取扱い等の相談を受け、適切な対応を行います。

● 苦情への対応

市が実施する男女共同参画の推進に関する施策等について苦情の申出を受け付けます。

● 男女共同参画計画

市民・事業者等のみなさんや男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画を進めるための計画をつくりまします。

(施策の実施)

● 年次報告

毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を公表します。

● 調査等

施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究、情報収集を行います。



用語解説

※積極的格差是正措置とは、

社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいいます。

条例のしくみはどうなっているの？

(前文)  
抜粋

市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

第1章

目的(第1条)

基本理念、責務、施策の基本的事項を定め、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現する。

定義(第2条)

- 男女共同参画
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
- 積極的格差是正措置
- 市民
- 事業者等

基本理念(第3条)

- 性別による差別を受けず、個人として尊重されること
- 自分の意思で生き方を選択し、互いに尊重し協力すること
- 社会のあらゆる分野の意思決定に、共同で参画する機会が確保されること
- 男女が協力し仕事と生活の調和を保つこと
- 男女が互いに身体的な特徴について理解を深め、生涯の健康が維持されること
- 教育と保育の場で個人の尊厳と男女平等意識を育むこと
- 国際協調のもとに男女共同参画を推進すること

責務

- 市の責務(第4条)
- 市民の責務(第5条)
- 事業者等の責務(第6条)

禁止事項等

- 性別による人権侵害の禁止(第7条)
- 公衆に表示する情報への配慮(第8条)

第2章

基本的施策等

- 男女共同参画計画(第9条)

(施策の実施)

- 年次報告(第10条)

- 調査等(第13条)

- 施策の推進体制の整備(第11条)
- 広報活動等(第12条)
- 積極的格差是正措置(第14条)
- 活動等への支援(第15条)
- 拠点施設(第16条)
- 性別による人権侵害の被害者等への支援(第17条)
- 相談への対応(第18条)
- 苦情への対応(第19条)

第3章

山形市男女共同参画審議会(第20条~第27条)

男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議する。

第4章

委任(第28条)

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

# 山形市男女共同参画推進条例

平成25年3月19日公布  
山形市条例第2号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策等（第9条－第19条）

第3章 山形市男女共同参画審議会（第20条－第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

## 前文

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできた。

しかしながら、性別により役割を決めてしまう考え方や社会の慣習は今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。

こうした状況を踏まえ、少子高齢化の進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。

ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における

活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

- 2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 男女が共に、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動について、自らが希望するバランスをとりながら展開できる状態をいう。

- 3) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野での活動への参画に対する男女間の機会の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対して機会を積極的に提供することをいう。

- 4) 市民 市内に居住、通勤、又は通学する者をいう。
- 5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること及びその他の人権が尊重されること。
- 2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができ、かつ、選択された生き方を互いに尊重し、協力し合うこと。
- 3) 男女が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。
- 4) 男女が、相互の協力及び社会の支援のもと、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができること。
- 5) 男女が、それぞれの身体的な特徴について理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思及び決定を尊重し合いながら、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- 6) 家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人としての尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。
- 7) 男女共同参画の推進は、国際社会の動向と密接な関係を有することから、国際的な協調のもとに行われること。

### （市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差

是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2) 市は、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

### （市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

- 2) 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

### （事業者等の責務）

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において、男女が性別にとらわれることなく、その能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2) 事業者等は、その雇用する労働者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保つことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。
- 3) 事業者等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び調査に協力するよう努めるものとする。

### （性別による人権侵害の禁止）

第7条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- 1) 性別による差別的取扱い
- 2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。）
- 3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等の親密な関係にある者又はあった者の間で行われる身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。）

### （公衆に表示する情報への配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

## 第2章 基本的施策等

### （男女共同参画計画）

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における男女共同参画の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めるものとする。

- 2) 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとする

ときは、市民及び事業者等の意見を反映させるために調査等必要な措置を講ずるとともに、第20条の山形市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

- 3) 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

### （年次報告）

第10条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

### （施策の推進体制の整備）

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

### （広報活動等）

第12条 市は、基本理念について市民及び事業者等の啓発を図るため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

### （調査等）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な調査、研究及び情報収集を行うものとする。

### （積極的格差是正措置）

第14条 市は、市民及び事業者等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

- 2) 市は、その設置する附属機関等の委員その他の構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

### （活動等への支援）

第15条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

### （拠点施設）

第16条 市は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号）第2条の規定により設置された山形市男女共同参画センターを、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けるものとする。

### （性別による人権侵害の被害者等への支援）

第17条 市は、第7条各号に掲げる行為の被害者等に対し、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。